第9回 泉区和泉町住居表示検討委員会議事要旨

日			時	平成24年2月10日(金)10時~11時30分
開	催	場	所	泉区役所 4階4D会議室
出	席	委	員	検討委員:日並会長、佐久間副会長、佐藤副会長、新井委員、笠井
				委員、渡辺委員、中村委員、藤井委員、坂﨑委員、小林
				委員、高橋委員、山村委員、志田委員代理、鎌田委員代
				理、上原委員代理
				事務局:田島住居表示係長、三宅、野村
				金子区政推進課長、高向企画調整係長、齋島
欠	席	委	員	望月委員、川島委員、黒田委員
開	催	形	態	公開(傍聴人1人)
議			題	1 議題
				(1) 第一次地区の進捗について
				(2) 第二次地区の実施区域について
				(3) 第二次地区のエリア界について
				(4) 今後の検討スケジュールについて
				(5) 次回検討委員会までの周知内容について
				(6) 次回検討委員会について
決	定	事	項	第二次地区は、長後街道南部の第一次地区に近いところから検討する
				こととし、現地を視察した上で、次回、実施区域等を決定する。

議題

[事務局より、委員変更の報告。下和泉連合町内会で須藤委員から藤井委員に、富士見が丘連合自治会で八木委員から山村委員に変更。]

1 議題

(1)第一次地区の進捗について

【事務局】第一次地区の進捗状況について説明します。検討委員会で決めていただいた第一次地区の新町界、新町名案を、1月13日金曜日に開催した、「横浜市住居表示審議会」に諮りました。審議会では、丁目の決め方が要綱と合っているのか、という質問があったので、今回住居表示を実施しない北側の地区で、今後「下和泉六丁目」とつなげていけるように考慮して決めた、と説明して、ご了承をいただきました。

平成24年10月の実施に向けた今後の手続きですが、まず、2月15日水曜日に、新町界、新町名案を横浜市報に登載して、広く市民にお知らせする「案の公示」を行います。 案の公示を経て、5月の横浜市会に案を提案します。6月に議決をいただければ、8月に、実施日を横浜市報に掲載してお知らせする「実施の告示」を行います。住居表示の実施は、10月下旬を予定しています。 実施区域内にお住まいの方には、4月に、「居住調査のお知らせ」のチラシを全戸配付します。また、9月頃、新しいご住所をお知らせします。10月上旬に、住所変更の手続をご案内する地元説明会を開催します。公示した案に対して異議がある場合は、実施区域内にお住まいの方で、市議会議員等の選挙権のある50人以上の署名を集めることにより、案に対する「変更の請求」ができます。請求できる期間は、公示の日から30日を経過する日までで、変更請求の理由を1,000字以内にまとめたものなどをご用意いただきます。変更請求が出ると、5月の市会では議決されず、次の市会までの継続審議とし、その間に「公聴会」を開きます。公聴会で案に賛成、反対の双方の意見を聞いた上で、9月の横浜市会で審議されることになります。議決から実施までには2か月以上必要なので、変更請求が出ると、10月の実施は難しくなります。平成22年に保土ケ谷区仏向町で住居表示を実施した時に、変更請求が出た際は、12月6日に実施しました。変更請求が出なければ、10月の実施を目指して手続き等を進めます。

現在、第一次地区で、横浜市の委託業者が、新しい住所の街区番号を決めるための調査を行っています。この調査は、お宅への訪問等はありません。4月以降に行う「居住調査」では、一軒一軒のお宅を訪問し、住んでいる方の確認などをさせていただきます。このため、4月上旬に、第一次地区にお住まいの方にチラシを全戸配付して、調査を行うことをお知らせします。

新住所の通知、地元説明会のお知らせは、住居表示実施の約1か月前にお届けします。まず、住所変更の証明書を兼ねた新住所のお知らせを、郵便でお送りします。また、地元説明会のお知らせや、住所変更の手続を説明した「しおり」、住居番号のプレートなどをセットにしたものを、委託業者が各戸に配付します。住所変更の手続についての地元説明会は、実施の約3週間前に開催します。

【委員】変更請求があった場合、公聴会に、賛成者として出る人はどんな人ですか。反対者は変更請求に署名した人でいいのですが、賛成者は検討委員会のメンバーが出るのですか。

【事務局】期間を設けて参加者を募集します。今までの公聴会では、賛成の方は、検討委員や地域で検討に加わっていただいた自治会町内会の役員の方に手をあげていただきました。 賛成と反対をバランスよく、というのが望ましいところですが、前回は、反対の方が多く、 賛成の方が少ない形になりました。

【事務局】公聴会への参加は、第一次地区内にお住まいの方が対象になります。その中からバランスよく、いろいろな意見が出てくるのが望ましいと思います。

【会長】すんなりといくことを願うところです。

【事務局】次に、「資料2-1 泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシの配付について」に沿って説明します。チラシを初めてご覧いただく委員もいらっしゃると思います。今後実施する地域にお住まいの方から、検討の進捗状況や今後の検討の進め方を周知してほしいというご要望をいただいたため、第一次地区だけでなく、和泉町全域にチラシをお配りすることとしました。チラシの内容は、各連合自治会町内会長に確認していただきました。

チラシの表面には、第一次地区の実施案を載せ、10月に実施予定であることをご案内しています。裏面には、今後の実施予定について、第二次から第六次地区を、平成 29年頃までに実施していくことをまとめています。ホームページのご案内も入れました。チラシは和泉町全域で、お住まいの方と事業所を合わせて、約 21,000 世帯に配付します。配付時期は、案の公示に合わせて 2月 15日から行い、平日の 4日間で、横浜市の委託業者がポスティングします。質問やご意見等には、事務局で対応します。また、チラシが配付されない方がいらしたら、事務局をご案内ください。

【委員】これまで2回、チラシのポスティングがありましたが、2回とも配付されないお宅がありました。これまで配付もれがあったところは、委託業者に伝えていただければいいと思うのですが、これから各戸に調査が入ったり資料が配付されたりする時に、もれを防ぐ対策を考えていますか。

【事務局】住居表示実施時の配付物は、各戸にお伺いして確実にお渡しします。これまで配付物が届かなかった、とご連絡をいただいたところは、詳細地図に示してもれのないようにしましたが、ポストが見つからない場合などがあるかも知れません。ご連絡をいただければ対応します。

【委員】隣近所は全部入っていますが、そのお宅だけ配られません。

【事務局】ポストがあれば入れます。ポストがない場合は、呼び鈴を押してお渡しするよう、委託業者に依頼しています。

【委員】委託業者は、その町内の人にポスティングを頼むのでしょうか。市の広報は、 町内の人が入れています。

【事務局】市内の業者ですが、他地区のスタッフが来ることもあるかもしれません。配 られないというご連絡があれば対応します。

【委員】チラシを配付していただくことは大変ありがたいのですが、チラシの裏面に記載された今後の実施予定では、問題になっている市街化調整区域の取り込み検討地区が、全く除外されているように見えます。よく見れば、「これから検討する」とありますが、実施区域に入らなかったと勘違いする方がいると思います。

【事務局】説明が足りない部分もあるかも知れませんが、「実施する範囲も今後決めていきます」と説明しています。チラシを配付した後、一番多い問合せが「私の家は実施区域に入るのか」というものです。そのような問合せがあれば、実施区域はこれから決めていくことをご案内させていただきます。

【委員】やっぱりダメだったのか、と考える人がいると思います

【事務局】ご指摘のとおり、これだけで実施区域ということではありません。お問合せいただいた方には、丁寧に説明させていただきます。なお、他に多い意見は、「反対だ」や、「もっと早くやってほしい」というものです。

【会長】委員の皆さんも、各地域で質問を受けることがあります。その時に回答できないと、この委員は何をやっているのか、と言われます。質問にきちんと説明できるようにするために、チラシの内容について確認しましょう。

【事務局】チラシ配付により地域の方からご意見が出れば、次回の検討委員会で報告し

ます。

【会長】では、次に進みます。第二次地区の実施区域について、説明をお願いします。 【事務局】本日は、長後街道南部の実施区域と、第二次から第四次地区の各エリアの境界を検討します。

「資料3 第二次地区の実施区域について」に沿って説明

- 1 前回までの検討内容の確認
- ・実施区域について、市街化調整区域を 一部含めるかどうか、検討している

市街化調整区域Aについて

市街化区域と市街化調整区域界が、入り組ん でいるため、実施区域に含め、分かりやすい 町の境界とすることを事務局より提案

市街化調整区域Cについて

市街化区域と市街化調整区域の境界では、公図上で町の境界を引くことができないため、



この部分を実施区域に含め、最寄りの道路に町の境界を設定することを事務局より提 案

市街化調整区域Bについて

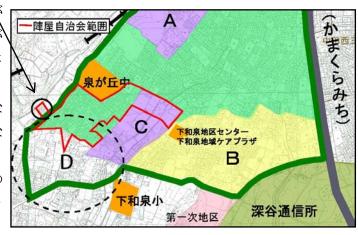
第一次地区で決めた取り込み基準について、「同番地 30 軒以上」は満たすが、その他の「市街化区域に隣接している」を満たすとしてよいか、検討が必要である。そのため、実施区域に含めるべきかどうか、各地域で検討している。

- 2 各地域からのご意見について
- 「市街化調整区域Bを含めない」案を選んだ地域はなかった。
- ・市街化調整区域Bを含めたほうが良い理由としては、和泉北部連合自治会は「今、 住所が混乱するほど建て込んでおり、いずれ実施区域になると考えられるため」、 和泉中央連合自治会は「市街化調整区域だが、同番地により住所が混乱している地域があるため」、下和泉連合町内会は「まとまった世帯数があって、同番地により 住所の混乱している地域があるため」、富士見が丘連合自治会は「同番地により住 所が混乱している地域があり、また、第一次地区との連続性もできるため」。
- ・第一次地区との連続性とは、市街化調整区域Bを実施区域に含めることで、第一次 地区の「下和泉四丁目」としている箇所と接するようにする、ということ。
- 新たに陣屋自治会から、市街化調整区域D(次項参照)の取り込み要望が出された。

【委員】陣屋自治会です。「陣屋自治会範囲図」で、赤く囲んだ区域が陣屋自治会の区域です。特に、四角く出っ張っているところは、家が6軒ですが、周りは全て畑なので、ここを実施区域に含めないと、住所が飛び地になり、郵便配達が困ると思います。このため、ここは是非入れるべきだ、と役員会やお住まいの方に強く言われました。

【事務局】ちょうど6軒のお宅が 調整区域側に出ています。周囲が 空き地なので、ここだけ取り残さ れる感じです。

【委員】この6軒は、出入口となる道路が、実施区域との境界となっている前面の道路一本しかありません。郵便配達もそこを通るので、ここは実施区域に入れないと大変だと思います。



【事務局】住所の分かりやすさを考えると、建物の出入口や郵便配達がどこから来るかもポイントで、単純に境界線で切ってしまうと、住所が分かりにくくなる場合があるのも確かです。ただ、この区域を実施区域に含める場合は、きちんと理由を付けていかないと、今後検討する地区や、これまでに検討した地区との整合が保てませんので、取り込みの理由を整理しながら、どこを取り込むのか決めたいと思います。取り込み基準についてですが、住居表示は、市街地における住所の混乱を解消する制度です。住居表示を実施すると、新住所は、「町名、街区番号及び住居番号」による表示になります。建物20~30軒ごとに道路等で囲んだ「街区につける番号」と、その中の建物一軒一軒に付ける「住居番号」で表します。このため、市街化の進んでいない区域で、「街区」が形成されていない場合は、住居表示の制度で住所を付けるのは困難です。街区が未形成の状況で、無理に街区を設定すると、将来の開発で街区の形状が変わってしまい、かえって住所が混乱することがあります。そのため、本来、市街化調整区域では住居表示を実施しません。

ただし、第一次地区では、市街化調整区域であっても、「街区が形成され、建物が建て 込んで住所が混乱している場合」は、検討の対象とすることにしました。その基準は、 「検討の時点で住所の混乱が認められること」で、住所の混乱の目安は「同番地が 30 軒以上あること」としました。さらに、そうした区域が「市街化区域と隣接しているこ と」としました。第一次地区の検討の際は、この基準を満たさなかった区域は実施区域 に含めませんでした。

そこで、市街化調整区域B及び陣屋自治会より要望のあった市街化調整区域Dを見てみみると、市街化調整区域Bは、31 軒の同番地があります。他にも 30 軒に近い同番地があります。ただ、「市街化区域と隣接している」としてよいか、という問題があります。第一次地区での「隣接」のイメージは、道路一本を挟んで市街化区域と接している、というものでした。その点から見て、市街化調整区域Bの同番地の区域と道路の間には、畑などがあるので、これを「隣接」ととっていいのかという確認を、したいと思います。また、市街化調整区域Dは、最大の同番地は8軒で、「同番地 30 軒以上」の基準を満たす区域がありません。住居表示は、住所の混乱が前提ですので、住所が混乱していないところで実施するのは難しいと考えています。また、自治会町内会区域は考慮しないと

いう前提もあります。第一次地区でも、この基準を満たさなかった区域は実施地区には 含めませんでした。よって、市街化調整区域Dの取り込みは難しいというのが事務局の 見解ですが、本日の検討委員会でご判断いただきたいと思います。

【委員】市街化調整区域Bは、道路から畑や青少年広場を挟んだ向こう側に、同番地が30軒ある地区です。市街化区域と離れているといえば離れていますが、住所が混乱しています。

【事務局】事務局の見解を申し上げましたが、決定の場はこの検討委員会です。取り込みの理由を明確にしないと、これまでの検討で実施区域に含まれなかったところから、「自分たちのところは入らなかったのに、どうしてここは入るのか」と言われたり、今後の検討で、「どこまで実施区域に含めたらいいのか」、ということが出てきます。検討委員会で、「住所が分かりやすいというのはどういうことか」を考えながら、取り込む場合は、その理由を明確にしてご判断いただきたいと思います。

【会長】今後、長後街道南部の実施区域の境界線を決めて、その枠の中でエリアを分けることになります。後で変更があると混乱しますから、よく考える必要があります。委員の方がこの場所のことをよく分からずに、地図上だけで話していると、判断を間違えることがあると思います。基準に合致するか微妙なところは、できる限り問題の区域を見て、その上で検討委員会の結論を出してはどうかと思います。本日は結果を出さず、現地視察の機会を作って、もう一度検討したいと思います。

【委員】市街化調整区域Bは、市街化区域と隣接していない、という意味ですか。

【事務局】事務局のイメージでは、「市街化調整区域の住所混乱地区が、市街化区域と 道路一本で接しているとき」は実施区域に含めるというのが、第一次地区での取り込み の基準でした。「隣接」のイメージが、委員の皆さんで共有できればいいと思います。

【委員】基準について、「同番地が30軒以上」、「市街化区域と隣接していること」がありますが、この二つは「かつ」ですか。

【事務局】「同番地が 30 軒以上」あって、かつ、「その地区が市街化区域に隣接」しているということです。

【委員】別々ではないのですね。

【委員】市街化調整区域Bのうち、27 軒、31 軒、20 軒の同番地がある区域は、市街化区域と道一本では接していませんが、すぐ近くの道までの間に畑があるだけで、その道に接しているところはつながっているという捉え方もできると思います。

【委員】少し難しいのではないでしょうか。

【委員】この地域は、以前の検討の際、第一次地区と連続するように取り込んではどうか、と申しました。当初の意見と変わらないのですが、市街化調整区域でも、比較的近い将来、住宅が建つかどうかについて考えてはどうでしょうか。住居が建つ可能性が高いのであれば、いずれ実施区域になります。今後、絶対に住居が建たないことがはっきりしていれば考える必要がありますが、市街化調整区域でも、道に向かって住居が建つ可能性が非常に高いということであれば、あらかじめ取り込んだらどうかというのが、私の意見です。つまり、将来隣接する可能性が非常に高いことを理由として「隣接して

いる」とすればいいのではないでしょうか。

【会長】現地の視察は可能でしょうか。

【事務局】今後、町の丁目を考えるときに、現地を細かく歩く必要があります。その際は、関係地区の委員の方にご参加をお願いしたいと思っていますが、それに合わせて、他の地区の皆さんにも見ていただけるようにしてはどうかと考えています。

【会長】実際に現地を見ると、地図上だけでやっているのと違うこともあります。委員 は本当に現地を見て決めたのか、と言われたときに、何も言えなくなってしまいます。

【委員】市街化調整区域Bは大丸地域といいますが、もともと、大丸北町内会と言われるところにしか家がありませんでした。それがだんだん広がりました。Bの区域には、大丸東、大丸南の2つの町内会があります。狭いエリアに家が建て込み、境界も分からない状態です。家が密集している地域なので、実施区域に含めていただきたいと思います。

【委員】市街化調整区域Bを取り込むことで、第一次地区で問題が起こることはありませんか。

【会長】その辺りが問題です。

【委員】新たに課題が出てきた状況だと感じていますが、第一次地区を振り返ったとき に答えられなくなるのが一番問題だと思います。個々の事情は痛いほど分かりますが、 第一次地区に影響があるのなら、心を鬼にすることも必要だと思います。先ほど意見が ありましたが、将来の開発はどうなると事務局では考えていますか。

【事務局】一般論としては、市街化調整区域は近い将来の市街化を抑制する方向なので、 市街化区域に比べると、家が建ち並ぶスピードが上がることは考えづらいと思います。 ただ、現に30軒以上の同番地があることも事実です。

【委員】1897番地も30軒に近くなっています。大丸南町内会から、実施区域に含めてほしいといわれています。どちらも家が密集し、郵便配達も混乱しています。

【会長】市街化調整区域Bは実施区域に含める方向で検討しますが、どういう理由で含めるか、実際に現地を視察して考えるということでいいでしょうか。市街化調整区域Dについてはどうですか。

【委員】Dの地区も、現地を見てはどうでしょうか。第一次地区で一つの基本ができています。それを、今後の検討の中で覆されると、第一次地区が困る場合があるので、今までの検討の経過や結果の大まかな基準を逸脱しないようにする必要があります。取り込みの要望があっても、第一次地区ではこういう検討をしたということをきちんと説明できれば、要望された方も納得できると思います。

【委員】6軒の取り込みを一番に考えてください。

【事務局】事務局でも、市街化調整区域でも、出入口が実施区域に接する一本の道路しかなく、後ろは川で出入りできないような事例の対応について、もう一度検討します。

【委員】6軒の住宅の背後の畑は地下鉄の線路です。今回、実施区域に取り込んでおく 必要があると思います。

【事務局】後に開発されても、後ろから出入口ができない可能性が高いということです。

補足ですが、第一次地区の検討で、取り込みを要望したものの、叶わなかった地域があります。それが市街化調整区域BやDに隣接しているエリアです。もう一度、過去の検討内容を整理した資料を事務局で用意します。実施区域は、現地視察の後、次回、決めたいと思います。

【会長】その上で決めましょう。

【事務局】取り込みの手法やこれまでの検討の整理については、事務局で提示します。

【会長】では、実施区域に関して、市街化調整区域B、Dについて、現地を見た上で再度検討するということでよろしいですか。

それでは、資料4のエリア界と町界について、説明してください。これは素案だと思いますので、現地視察の際に、町界についても考えて歩いてください。

「資料4 第二次地区のエリア界について」に沿って説明

・各地域の検討の結果、2つのエリアに分ける案を選んだ地域はなかったため、3つのエリアに分ける案(エリア界案2及びエリア界案3)について検討する。

エリア界案2について

- ・下和泉連合と陣屋自治会が選択している
- ・町数は、ア、イが各3町程度、ウについては、市街化調整区域のB、Dの取り込みは決まっていないが、どちらにしても5町程度となる
- ※町数の計算は、エリアの面積を町面積の 基準で単純に割った数

日東区総合庁会 保護接流伊勢原 (長後街道) 中和田小 「中和田小 「中部田小 「中和田小 「中和田 「中和田

エリア界案3について

- ・和泉北部連合と和泉中央連合、富士見が 丘連合が選択している
- ・町数は、アは4~5町程度、イは3町程度、ウについては、市街化調整区域のB Dの取り込みは決まっていないが、どちらにしても5町程度となる



【事務局】ここで町数をお示しする理由は、これから新しい町の名称を決める際に、同じ名称に「丁目」が付く町の数になると考えていただくと分かりやすいからです。第一次地区で「下和泉一丁目から五丁目」としたように、同じ名称を丁目で共有する町数に

なります。

まず、エリア界案2ですが、アとイの境界は和泉町団地の前の二車線道路です。その道が、修悠館高校から入る道にぶつかるところが、実施区域の境界です。イとウの境界は分かりにくいのですが、長後街道でガソリンスタンドとレストランの間の道を入り、伊勢山小学校の南側で曲がり、修悠館高校から入る道とつながります。

次に、エリア界案3ですが、アとイの境界は、NTTの横にある水路です。境界を道路としない理由ですが、周辺の道路だと、公図上で境界線を設定するのが難しいためです。 大きい水路ではありません。その水路を南下すると、先ほども出た修悠館高校から入る道にぶつかり、ここから、泉が丘公園の前を通ってかまくらみちに抜ける道路がイとウの境界です。

南北と東西の境界線の組み合わせは変わるかも知れませんが、南北の境界線の候補は、和泉町団地の前の二車線道路か、NTT脇の水路です。東西の境界線の候補は、あまり大きな道ではありませんが、地域の皆様がお使いになる道路として挙げていただいた、二つの道路です。境界をどこにするかによって、町の名称の印象も変わる可能性がありますので、重要な検討だと考えています。

【会長】今日エリアの境界を、決定しようということではありません。前回、各地域で検討していただいた内容を出しています。エリア界案2と案3では、境界線が違いますので、どちらがより良いか、やはり現地を歩いて見ていただきたいと思います。その上で、面積が均等か、境界となる道路や水路は分かりやすいか、検討したいと思います。可能であれば、4月の人事異動の前の3月中に次回の検討委員会を開催し、エリアの境界の素案や町名アンケートの方針を作って、次の人に引き継ぎたいと思います。4月は検討委員会を開催できませんので、次回は5月になります。4月以降、新しい委員も入って検討しますが、境界線の案があった方が話しやすいと思います。

【事務局】会長から、次回は3月中の開催のご提案がありました。第二次地区の実施は2年先ですが、それまでの間、スケジュールを決めて進める必要があります。資料5で、今後の検討スケジュールについてご説明します。

【事務局】スケジュールについて、まず、本日の検討委員会で、実施区域とエリアの境界について検討しています。2月中に、実施区域やエリアの境界について、現地調査を行いたいと思います。その後、3月下旬に、次回の第10回検討委員会を開催し、実施区域と第二次地区の境界を決定したいと思います。ここで決定しないと、スケジュールが難しくなります。第10回検討委員会で、第二次地区の町界案を提案します。このため、2月の現地調査では、町界についても確認していきたいと思います。第11回検討委員会は5月を予定しています。ここで、町界を決定したいと思います。合わせて、第二次地区の町名案について検討します。第一次地区では、町名アンケートを実施しましたが、反省点もありますので、町名の決め方については、改めてご相談します。第一次地区のスケジュールを参考にすると、アンケートの実施は7月ぐらいになります。その後、8月にアンケートの集計を行い、9月の第12回検討委員会で新町名を決定します。11月の地元説明会で、町界と町名案について地域の方に説明する予定ですので、地元説

明会の実施方法等についても、第 12 回検討委員会で検討したいと思います。11 月の地元説明会の後、12 月の第 13 回検討委員会で地元説明会の報告をし、検討委員会での最終案を決定することになります。また、第三次地区の検討も、このあたりで始めます。

【事務局】確認ですが、長後街道南部の第二次から四次地区は3年かけて実施する予定ですが、最初に検討する第二次地区は、エリア界案でウとしている、南側の地区でいいでしょうか。いずみ中央駅や立場駅の方からやった方がいいという意見はありますか。 【各委員】結構です。

【事務局】取り込みとも直接関わってくる区域ですが、次回、ウのあたりを中心に検討を行うとことで進めさせていただきます。まず実施区域を決めます。課題になっているのが、市街化調整区域BとDの取り込みですが、第一次地区の検討経過もふまえ、次回、方向性を決めたいと思います。その後、第二次地区と第三次地区の境界を検討します。

【会長】ア、イ、ウの境界ですね。

【事務局】ア、イ、ウの境界のうち、第二次地区の境界となるイとウの境界は、次回検 討委員会で決めないと、町の丁目をどう設定するか、ということに進めません。

【会長】南側から実施していくということですね。

【事務局】そうです。まず、市街化調整区域BとDの取り込みをどうするか、つまり、 実施区域を決めることが一番始めです。その後、第二次地区と第三次地区の境界となる イとウの境界をどこにするか、現地を歩きながら決めるという順序です。イとウの境界 が決まったら、ウの区域を3つから4つの町に分割しますが、その境界も提案できれば、 と考えています。

【会長】結構、ハードなスケジュールですね。では、現地視察と第 10 回検討委員会の 日程を決めたいと思います。年度末ぎりぎりですが、集まることはできると思います。

【各委員】26日がいいです。午前中なら大丈夫です。

【事務局】では、3月26日の午前とさせいただきます。会場等を確認し、なるべく早くご連絡します。現地の視察ですが、広いエリアを歩くので、半日くらいかかるかもしれません。関係地区の委員の方が、一番都合のいい日にしたいと思います。3月の検討委員会までに実施する必要があります。

【会長】参加できる人だけでも来てください。

【各委員】2月28日でいかがでしょうか。

【事務局】では、28日の午後でいかがでしょうか。事務局で、集合場所や視察場所等を 決めてご案内します。

【事務局】案の公示に合わせ、8日に、実施案が決まったことを泉区選出の県・市会議員にご報告しました。この際、「もう少し早く、一体的に実施してほしい」というご要望をいただきましたので、ご報告します。また、17日の泉区連合自治会町内会長会でも、実施案が決まったことをご報告させていただく予定です。

【委員】先日、下和泉小学校の会議で、住居表示の検討をしていることや、第一次地区の案が決まったことを報告しましたが、先生方は全く知りませんでした。学校にはチラシが入らないと思いますが、公共的の施設ですから情報提供したほうがいいと思いま

す。地区センターやケアプラザなどもあります。チラシを郵送してください。

【事務局】チラシは、事業者も含めて配付していますが、市の関係局にも周知をしてい きたいと思います。周知がもれており、申し訳ありませんでした。

【会長】現地調査の集合時刻や場所は、後日連絡がいきますので、ぜひ、都合を付けて 参加してください。これで、第9回の住居表示の検討委員会を終わります。

参加してくたです。これで、第3回の圧冶表がの機能安良去で形がりより。					
	資料1 第一次地区の進捗状況について				
	資料2-1 泉区和泉町住居表示検討状況周知チラシの配付につ				
	いて				
資料	資料2-2 チラシ(見本)				
	資料3 第二次地区の実施区域について				
	資料4 第二次地区のエリア界について				
	資料 5 第二次地区の検討スケジュールについて				